

仙台市青年文化センターの指定管理者候補者の選定経過及び結果について

仙台市青年文化センターについて、次のとおり指定管理者の候補となる団体を選定しましたのでお知らせいたします。

1 施設概要及び指定期間

- (1) 施設名 仙台市青年文化センター
- (2) 所在地 仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目 27 番 5 号
- (3) 指定予定期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

2 選定までの経過

令和 3 年 8 月 12 日	文化観光局選定委員会開催（募集方法，評価方法を審議，応募団体の選定を実施）
令和 3 年 11 月 22 日	文化観光局選定委員会開催（申請書類及び面接審査，候補団体の選定を実施）

3 文化観光局選定委員会の構成

委員数 計 4 名（内訳：民間委員 3 名，市職員委員 1 名）

4 指定管理者の候補者

- (1) 団体名 公益財団法人仙台市市民文化事業団
- (2) 代表者名 理事長 佐々木 洋
- (3) 所在地 仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目 27 番 5 号

5 選定理由

仙台市は「楽都仙台」を掲げ、音楽文化を介して都市の魅力や活力を創出する取り組みを文化施策の大きな柱としています。本施設は、「仙台国際音楽コンクール」や「仙台クラシックフェスティバル」などの大規模事業の主会場，仙台フィルハーモニー管弦楽団や仙台ジュニアオーケストラの活動拠点となるなど、「楽都仙台」の中心拠点となっています。

また，本施設は貸館機能にとどまらず，「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」において求められている新たな文化芸術の創造・発信に積極的に取り組むとともに，それらを担う人材を育成する創造発信拠点としての役割を担っています。こうしたことから，本施設の指定管理者には，事業部門と一体となった施設運営が求められます。

現在は，文化芸術政策に対する深い理解と文化振興に関する高度な専門性を有し，数多くの文化事業を手がけている公益財団法人仙台市市民文化事業団が，公募によらず指定管理者として運営を行なっております。

今回の選定においても，上記の理由から現在の指定管理者に管理運営させることが適当であると認め，5年間で指定管理期間とし，公募によらず，公益財団法人仙台市市民文化事業団を指定管理者の候補者に選定しました。

選定にあたっては，申請書類及び面接審査を通じ，安定的かつ円滑に施設を管理運営する能力を有すること，長期的視点に立った人材育成が図られていること，文化芸術施策に対する専門性やネットワークをもつこと等が評価されました。

6 その他

指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者として指定する議案について，令和 4 年第 1 回定例会に提出する予定です。当該議案が議会で可決された場合には，同団体が指定管理者として，本施設の管理運営にあたることとなります。

お問い合わせ先

文化観光局文化スポーツ部文化振興課文化振興係（電話番号：022-214-6156）